

個人情報取扱いの手引き

小諸市区長会

個人情報保護法の改正（平成 29 年 5 月 30 日施行）により、区においても個人情報保護法のルールに沿った個人情報の取扱いが求められています。適正な管理のもと、区において個人情報が取り扱われることを目的として「個人情報取扱いの手引き」を発行します。

目次

1 個人情報保護に関する基礎知識

- (1) 「個人情報」とは何か? . . . 1
- (2) 個人情報保護法と区の関係は? . . . 1

2 個人情報保護法に沿った個人情報取扱いのポイント . . . 2

3 実務対応に沿った注意点

- (1) 個人情報を収集するとき . . . 4
- (2) 個人情報を利用するとき . . . 5
- (3) 個人情報を管理するとき . . . 6
- (4) 個人情報を第三者へ提供するとき . . . 7
- (5) 本人から個人情報の開示・訂正等請求がされたとき . . . 8

4 個人情報に関するQ & A . . . 8

5 資料

- 個人情報取扱規定 (例) . . . 11
- 個人情報保護法 (区関係条文の抜粋) . . . 13

1 個人情報保護に関する基礎知識

(1) 「個人情報」とは何か？

個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報が「個人情報」となります。



例) 氏名、住所、生年月日、電話番号、家族構成、職業、顔写真、顔認識データ、防犯カメラの画像、マイナンバー、旅券番号、免許証番号等

また、①人種、②信条、③社会的身分、④病歴、⑤犯罪の経歴、⑥犯罪により害を被った事実、⑦身体の障害等、⑧健康診断等の結果、⑨医師等により指導又は診療若しくは調剤が行われたこと、⑩刑事事件に関する手続きが行われたこと、⑪少年の保護事件に関する手続きが行われたことは「**要配慮個人情報**」とされ、より慎重な取り扱いが必要となります。

※ 「要配慮個人情報」については、本人以外から情報を収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得なければ取得することはできません。

また、区の活動に必要な情報を取得することはできません。

(2) 個人情報保護法と区の関係は？

「個人情報保護法」とは、個人の権利・利益の保護と個人情報の有用性とのバランスを図りつつ、民間事業者における個人情報の取扱いに関するルールを国が定めた法律です。

個人情報保護法は平成 17 年 4 月に施行され、平成 29 年 5 月の改正が行われるまでは、5000 件以下の個人情報を取り扱っている事業者は法律の適用外でしたが、改正法の下では個人情報を取り扱う全ての事業者が個人情報保護法に沿った個人情報の取扱いが求められています。

区のように営利を目的としない自治組織等についても、法律が適用されます。

適正な取扱いの下、個人情報を収集、管理することが個人情報保護法の基本であり、既に取得している個人情報については、新たに取得し直す必要はなく、安全に情報の管理をしていけば問題はありません。

2 個人情報保護法に沿った個人情報取扱いのポイント

区が区民の氏名や住所、電話番号等の個人情報を取得・管理することは、区の活動を行う上で不可欠であり、法律上も問題はありません。

個人情報を取り扱う上で、個人情報保護法を守るための5つのポイントをご説明します。このポイントを押さえて適切に個人情報を取り扱いましょう。

ポイント 1

▼個人情報を収集するとき

情報の利用目的の特定と本人への通知等

情報を取得する際には、どのような目的で個人情報を収集し、利用するのかについて具体的に特定し、本人に知らせる必要があります。



ポイント 2

▼個人情報を利用するとき

情報の目的外利用の禁止

個人情報を取得する際に特定した目的範囲外のことは取得した情報を使用することはできません。

個人情報を収集する際は、「会員名簿の作成のため」、「役員名簿の作成のため」等、あらかじめ使用の用途や配布の方法などを周知しましょう。

ポイント 3

▼個人情報を管理するとき

情報の安全管理措置

取得した情報をまとめた台帳・データ等は情報漏えいや紛失を防ぐため、十分な措置を取らなくてはなりません。

「個人情報取扱規定」等を定め、運用体系を決めましょう



ポイント 4

▼個人情報を第三者へ提供するとき

本人同意の原則

取得した情報を第三者に提供する際には、原則としてあらかじめ本人に同意を得ることが必要です。

また、第三者へ情報を提供した場合は、その記録を残し、原則3年間保存する必要があります。

- ※ 法令に基づく場合（警察からの照会や災害時等）は本人への同意は不要です。
- ※ 不正な利益を得る目的で個人情報を提供した場合は、懲役又は罰金が科されます。（詳細については P7参照）

ポイント 5

本人から個人情報の開示・訂正等請求がされたとき

開示・訂正等の手続き

本人から請求があれば所有している個人情報の開示に応じることが必要です。また、本人に開示した内容に対し内容と異なると申し出があった場合は、訂正等を行わなければなりません。



これら5つのポイントについて、次ページから区での実務に沿い、詳しく説明を行います。

区民の情報の収集・管理・利用は、区での地域活動を行うためには大切な役割を果たします。個人情報は安全に管理していれば問題はありませんので、情報を安全に管理して、有効に活用しましょう。



3 実務対応に沿った注意点

(1) 個人情報を収集するとき

① 収集する個人情報の利用目的の特定

あらかじめ、収集する個人情報の利用目的を定めておきましょう。
例えば、区民名簿、役員名簿の作成、区費集金等、利用の目的を具体的に特定し、収集する情報も目的に不要な情報の収集はせず、必要最小限の情報のみを収集するようにします。

収集する際に定めた事項以外の目的では個人情報を利用することはできません。(関連性が認められると合理的に認められる範囲の利用は可)

② 利用目的の通知

情報の提供者（区民等）へは、区加入申込書や区民台帳などに情報の利用目的を記載し、あらかじめ、どのような目的で個人情報が使われるのか本人へ通知又は公表しなければなりません。

個人情報の流出などを危惧し、名簿等への個人情報の記載に同意が得られない場合は、区における活動の際に名簿が不可欠なことや、災害時等に役立つ可能性があること、また、個人情報を適切に管理していることを説明しましょう。



それでも、情報の利用にあたり同意が得られない方の場合は、本人の意思を尊重し、配布する名簿等には掲載しない等の対応が必要です。また、一部同意が得られたものがあれば（氏名のみ等）、その情報のみの掲載とするなどの対応をしましょう。

★ 利用目的の通知の例文 ★

区加入申込書や区民台帳へ記載し、区民へ個人情報の利用の目的を通知する

提供いただく情報は、区民名簿、区役員名簿、区費の集金、災害時等緊急時の支援活動の範囲内で利用させていただきます。また、法令で定める場合を除いて、ご本人からの同意なく利用目的以外に使用することや、第三者へ提供することは一切いたしません。
なお、ご提供いただいた情報に内容訂正の必要が生じた際は区長までご連絡ください。

(2) 個人情報を利用するとき

区において個人情報は、区民名簿や役員名簿の作成、区費の集金などに使用されていますが、個人情報の利用にあたっては、個人情報を収集する際に定め、本人へ通知した利用目的の範囲内でのみ利用することができます。利用目的以外で個人情報を使用する場合は、原則として本人の同意が必要です。

ただし、本来の利用目的と関連性があると合理的に認められる範囲内であれば本人の同意は不要です。

個人情報に掲載された区民・役員名簿等の配布の際には、配布された区民も名簿を適正に取り扱ってもらうことを目的として、名簿の表紙等の目に付きやすい個所へ取扱いの注意事項を記載し、区民へも個人情報の適切な管理の周知を行いましょう。

★ 名簿への「注意事項」記載例 ★

平成〇〇年度

〇〇区 役員名簿

名簿の表紙などに個人情報の取扱いに注意する旨の記載をしましょう。

<注意事項>

- 1 この名簿は、〇〇区個人情報取扱規定に基づき、作成しています。
- 2 この名簿は、会員相互及び役員との諸連絡、区の活動、災害時の避難・救助活動以外には使用しないでください。
- 3 この名簿は、会員の個人情報を含んでいるので、適切に管理してください。
- 4 この名簿を、本会会員以外に貸与し、又は使用させないでください。
- 5 SNS等WEB上への掲載は固く禁じます。
- 6 この名簿を廃棄する際はシュレッダー等で裁断するなど、適正に処理してください。
- 7 この名簿の内容に修正が生じた場合等は〇〇区 個人情報取扱者 〇〇 へご連絡ください。 TEL〇〇〇 - 〇〇〇〇

(3) 個人情報を管理するとき

① 「個人情報取扱規定」等を定め、個人情報の基本的な取扱いルールを決める

個人情報を適切に管理するために、区で管理の取扱いについて決め、文書において「個人情報取扱規定」等を定めましょう。法律により作成は義務づけられていませんが、規程等を定めることにより、情報の取扱いが明確になり、情報を管理する側も提供する側も安心して取扱い・提供が行えます。

➤ P 11「個人情報取扱規定」参照

② 名簿データを取り扱うパソコンには必ずウイルス対策ソフトを導入

個人情報は盗難・紛失等のないよう適切に管理をする必要があります。

パソコン等情報機器で管理する場合は、データにパスワード設定を行ったり、インターネットを通じて情報の漏えいが起きないように、使用するパソコンには必ずウイルス対策ソフトを導入しましょう。

メールや FAX の誤発信も情報の漏えいの原因となりますので、個人情報をメールや FAX 等でやり取りを行うことは避けましょう。



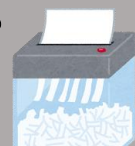
③ 情報漏えい・紛失を防ぐため紙ベースの名簿や USB メモリ等は施錠できる場所へ保管

USB メモリや CD-R などの媒体や紙ベースで管理する場合は、紛失や盗難を避けるため、施錠できる場所への保管も行いましょう。

情報の流出の原因として最も多いものは、車内に個人情報が保存されたノートパソコンや USB メモリ、紙ベースの名簿等を置いたままにして盗難に合うケースや、鞆に入れた USB メモリや名簿を紛失するケースです。情報を持ち運ぶことは最小限にとどめ、やむを得ず持ち運ぶ際は十分に注意しましょう。

名簿の配布を受けている区民へも名簿を適切に管理することや、不要となった名簿は細かく裁断し破棄するなど呼びかけましょう！

➤ P5「名簿への『注意事項記載例』」参照



個人情報
管理の心得

- むやみにコピーしない
- むやみに持ち歩かない
- 破棄する際はシュレッター等を使い確実に処分する
- メールや FAX でやり取りはしない
- 役員交代の際は、情報の取扱いの確実な引継ぎを行う
- 名簿等へは必要以上の個人情報は記載しない

(4) 個人情報を第三者へ提供するとき

① 第三者への情報提供に係る本人同意

個人情報を第三者へ提供を行う場合は、原則としてあらかじめ本人の同意が必要です。

区民名簿や役員名簿を作成する場合などは、個人情報を収集する際に名簿等により情報が使用されることを伝えた上で個人情報の提供を受ければ、同意を得たこととなります。個人情報を収集する際は、同意を得るための効率的な方法として、「提供を受ける情報をどのような場合にどんな相手に提供するのか」を必ず通知しておきましょう。（※P4「(1) 個人情報を収集するとき」参照）

ただし、次の場合は、本人の同意を得なくても第三者へ個人情報の提供を行うことができます。

◆ 法令に基づく場合

警察の捜査等に関する照会など

◆ 人命、財産を守る場合

災害発生時の安否確認、急病等により医療機関へ本人及び家族等の情報の提供が必要な場合や、児童虐待のあるおそれのある場合の児童相談所や学校等が情報共有を図る場合など

◆ 委託先に提供する場合

印刷業者へ名簿等の印刷を委託する場合など

(適切な個人情報の取扱いができる業者の選定を行い、また、業者へは情報の委託業務以外での利用の禁止、返却・廃棄等の事項について書面等で指示を行いましょう。)

② 提供に関する記録義務

個人情報を第三者へ提供した場合は、個人情報を提供した年月日、提供した相手先の記録を作成して保存しておかなければなりません。(三年間保存)

ただし、①に記載した法令に基づく場合、人命、財産を守る場合、委託先に提供する場合は記録の義務はありません。

③ 第三者からの情報受領

本人以外から個人情報の提供を受ける場合は、その取得・提供の経過と相手先の記録を作成して保存しておかなければなりません。(三年間保存)

不正提供罪について・・・

個人情報を取り扱う事務に従事していた者又は従事していた者（区役員等）が不正な利益を得る目的で個人情報を提供し、又は盗用した場合は罰則があります。

(P14 参照)

(5) 本人から個人情報の開示・訂正等請求がされたとき

区で収集した個人情報を、情報を提供した本人から開示・訂正等の請求がされた場合は、適切に対応をする必要があります。

また、訂正等の申出先等を本人の知り得る状況にしておく必要もあります。情報を収集する際に、申出先等を通知しておくことも必要です。(P5「名簿への注意事項記載例」参照)

4 個人情報に関するQ & A

Q1 敬老会開催にあたって対象者の情報（個人情報）を住民基本台帳から取得したいがどのような手続きが必要か？

市民課において住民基本台帳を閲覧することにより対象者の情報を収集していただくようになります。

この閲覧は、国の法律「住民基本台帳法」に基づいて実施を行っており、地域住民の福祉の向上に寄与する目的で公益性が高いと認められる活動の実施に必要な範囲において認められた場合に閲覧が可能となっています。

閲覧した情報は個人情報であることから、取扱いには十分な注意が必要です。

【閲覧方法・注意事項】

●区長による申請が必要（市民課へ事前申請）

※ 閲覧情報を含む名簿などを区役員等に渡す必要がある場合は、申請時に「個人閲覧事項取扱者」としてすべての区役員等の申請が必要。

閲覧情報を含む名簿などを一時的に区役員等に渡す場合は、その取扱いについて役員等へ十分な説明をするとともに、業務遂行後は回収するなど、個人情報の保護の対応が必要。

●閲覧者の本人確認

閲覧時には、閲覧者の本人確認書類（免許証等）が必要。本人確認ができない場合は、閲覧ができません。

●禁止事項

閲覧情報は、「申請者」「閲覧者」「個人閲覧事項取扱者」以外に提供することはできません。

住民基本台帳の閲覧に際し、コピー、デジカメ等による撮影又は複写は不可。必要事項を手書きで転記。

●罰則

「住民基本台帳」の閲覧は、住民基本台帳法に基づいて実施されているもので、法律に違反した場合、次のような罰則が定められています。

- ・情報を漏えいした時 30万円以下の過料
- ・市からの命令に違反した時 6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金

Q2 区長へ配布される災害時等要援護者情報の取扱方法は？

小諸市では、高齢者・障がい者等を災害発生時・緊急時等に行政や地域で支援する体制を整えるため「災害時等要援護者支援制度」を設けています。

区長の皆様へは、地域での支援を目的として、制度の対象となる方でご本人より要援護者として登録のあった方の一覧について毎年、更新を行い配布しています。

この一覧には、要援護者の行政区、氏名、生年月日、年齢、性別、住所、電話番号、登録要件、担当民生委員氏名が記載されており、慎重な取扱いが必要なものとなります。区内での利用は必要な者に限定し、情報が部外者へ流出することのないよう厳重な管理をお願いしています。

◆制度対象者（要援護者）

次のいずれかに該当する者で、災害時等に避難及び避難後に支援が必要な者

- ①65歳以上のひとり暮らし高齢者
- ②65歳以上の高齢者のみの世帯又は、高齢者と児童のみの世帯
- ③介護保険での要介護度3以上の方
- ④身体障害者手帳1級又は、2級の方
- ⑤療育手帳の障害程度区分が重度の方
- ⑥精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ⑦自立支援医療費（精神通院医療のみ）の支給を受けている方
- ⑧特定疾患医療の受給者証の交付を受けている方
- ⑨在宅酸素など、特別な医療を必要とされる方
- ⑩その他市長が特に必要と認める方

◆関係機関への情報提供の根拠

要援護者の登録申請時に、申請者本人より、関係機関への情報提供に同意を得ている。情報提供同意先は警察署・消防署・社会福祉協議会・消防団・自治会役員・自主防災組織・民生委員・地域支援者としている。

◆利用方法

- ・要援護者の登録申請時に、申請者本人より、関係者への情報提供に同意を得ているため、区役員等の範囲での情報共有は可能だが、守秘義務を徹底する。
- ・要援護者の名簿を基に作成を行った災害時等住民支え合いマップを区役員以外に公開にする場合（災害時を除く）は、区において要援護者に公開に関する本人確認が必要。

（理由：本人より承諾を得ている情報提供範囲が警察署・消防署・社会福祉協議会・消防団・自治会役員・自主防災組織・民生委員・地域支援者となっているため。）

Q3 個人情報保護法の罰則の対象範囲は？

法では、「個人情報取扱事業者の役員、代表者又は管理人若しくはその従業者又はこれらであった者」が「その業務に関して取り扱った個人情報データベース等」を不正提供・盗用した場合に、罰則を科せられることとされています。

区の運営を担う役員は、個人情報保護法における「従業者」に該当するとされています。また、基本的な考え方としては、会員情報を集めている役員や、とりまとめを行っている方などは、多くの方の個人情報を扱い、保護する必要があるため、従業員にあたると思われる。

Q4 個人情報を紛失してしまった場合、罰則などはあるか？

法律では、罰則の対象を「自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき」とされているため、過失による紛失に対しては保護法上の罰則はかからないと考えられます。ただし、状況によって、民法上の損害賠償請求等がなされる可能性があります。

Q5 個人情報を紛失した場合、どう対応すればよいか？

あらかじめ、区で定めた漏えい事故発生時の対応ルールに従って対応することが必要と考えられます。具体的には、責任者への連絡、被害拡大の防止、影響を受ける本人への連絡、再発防止等の措置を講じることが挙げられます。

Q6 住所・氏名・電話番号等の基本情報であっても、本人の同意がないと会員名簿に掲載できないのか？

住所・氏名・電話番号は個人情報になりますので、会員名簿に掲載して、配付することは個人情報保護法上、第三者への提供にあたるため、そのことについて本人の同意が必要です。新たに個人情報を収集する際は、名簿等に使用することをあらかじめ伝えておきましょう。

ただし、法律の改正前に取得した情報をもって名簿等を作成する場合、明らかに情報利用の同意が得られている場合は、改めて情報を取得し直す必要はありません。

Q7 区会報に訃報や出生の情報を載せているが問題はないか？

個人情報にあたりますので、本人又は家族から同意を得ることが必要です。

Q8 氏名だけでも個人情報にあたるか？

氏名のみであっても社会通念上、特定の個人を識別することができるものと考えられます。よって、氏名だけでも個人情報として取扱いが必要です。

5 資料

■個人情報取扱規定（例）

区において取扱規定等のルールを定めることは義務ではありませんが、国のガイドラインでは作成することが求められています。ルールが定められていることで、区内での個人情報の取扱が明確になり、安心して個人情報の取扱いができ、区民も安心して個人情報を提供することができます。

〇〇区個人情報取扱規定（例）

（目的）

第1条 〇〇区個人情報取扱規定（以下「規定」という。）は、〇〇区が保有する個人情報について適正な取扱いを確保することを目的として定めます。

（責務）

第2条 〇〇区は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）等を遵守するとともに、個人情報の保護に努めます。

（周知）

第3条 〇〇区は、規定を総会資料又は回覧により、少なくとも毎年1回は区民に周知します。

（管理者）

第4条 〇〇区における個人情報の管理者は、〇〇（例：区長等）とします。

（取扱者）

第5条 〇〇区における個人情報の取扱者は、〇〇（例：役員など範囲を指定する）とします。

（秘密保持義務）

第6条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しません。その職を退いた後も、同様とします。

（個人情報の取得）

第7条 〇〇区は、区長が「〇〇区加入届」などを、区民又は区民になろうとするものから受理することにより、個人情報を取得します。

2 要援護者の支援等のため、法に規定する障害や病歴などの要配慮個人情報を取得する際は、本人の同意を得て取得します。

3 〇〇区が会員から取得する個人情報は、氏名（家族、同居人を含む）、生年月日、性別、住所、電話番号、緊急時の援護の要否、避難支援等を必要とする事由、緊急時連絡先、その他連絡事項などで区民が同意する事項とします。

4 〇〇区が配付する区民名簿に記載する個人情報は、氏名、・・・などで区民が同意する事項とします。

(利用)

第8条 ○○区が保有する個人情報、各号に掲げる活動等に際して利用します。

- (1) 会費の請求、管理、その他文書の送付など
- (2) 区民名簿の作成及び会の区域図の作成
- (3) 入学祝、敬老祝等の対象者の把握
- (4) 災害等の緊急時における支援活動
- (5) 災害時に備えた要援護者との日頃からの関係づくり

(管理)

第9条 個人情報は、区長又は区長が指定する役員が保管するものとし、適正に管理します。
2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに復元不可能な状態にして廃棄します。

(提供)

第10条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者（委託・共同利用の相手方を除く）に提供しません。

- (1) 本人から個人情報を取得する際に伝えて同意を得ている範囲で提供する場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第11条 取扱者は、個人情報を第三者（県・市役所・区役所・業務委託先を除く）に提供したときは、法第25条に定める第三者提供に係る記録を作成し保存します。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第12条 取扱者は、第三者（県・市役所・区役所を除く）から個人情報の提供を受けるに際しては、法第26条に定める第三者提供を受ける際の確認を行い、記録を作成し保存します。

(開示)

第13条 区民は、第7条の規定に基づき提供した区民本人の個人情報について個人情報管理者に対し開示を請求することができます。

- 2 個人情報管理者は、区民本人から区民本人の個人情報の開示について請求があったとき、法第28条第2項に該当する場合を除き、本人に開示します。

(個人情報の訂正等)

第14条 区民は、第7条に基づき提供した区民本人の個人情報について個人情報管理者に対し訂正等を求めることができます。

- 2 前項の請求があった場合、個人情報管理者は直ちに該当する個人情報の訂正等を行います。ただし、各会員にすでに配付されている区民名簿等は、訂正等について会員に連絡することをもってこれに代えることができるものとします。

(漏えい発生時等の対応)

第15条 取扱者は、個人情報を漏えい、滅失、き損等の事案の発生又はその兆候を把握した場合は、管理者に連絡します。この場合において管理者は、事実及び原因の確認、被害拡大の防止、影響を受ける本人への連絡、再発防止等の対応を行います。

(開示請求及び苦情相談窓口)

第16条 ○○区における、開示請求及び苦情相談窓口は、○○（区役員等）とします。

■個人情報保護法（区関係条文の抜粋）

個人情報保護法の条文に定められた事業者の義務等

利用目的の特定（第15条）

- ・ 「個人情報」を取り扱うにあたっては、利用目的をできるかぎり特定しなければならない。
- ・ 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

利用目的による制限（第16条）

- ・ あらかじめ本人の同意を得ないで、特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて「個人情報」を取り扱ってはならない（法令に基づく場合など例外あり。）。

適正な取得（第17条）

- ・ 偽りその他不正な手段により「個人情報」を取得してはならない。
- ・ あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報☆を取得してはならない（法令に基づく場合など例外あり）。
- ・ 要配慮個人情報…本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯歴、犯罪被害を受けた事実その他の、差別・偏見等が生じないよう特に取扱いに配慮を要する個人情報。

取得時の利用目的の通知等（第18条）

- ・ 「個人情報」を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- ・ 「個人情報」を本人から直接書面等で取得する場合は、あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合はこの限りでない。
- ・ 利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

データ内容の正確性の確保等（第19条）

- ・ 利用目的の達成に必要な範囲内において、「個人データ」を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。
- ・ 利用する必要がなくなった時は、当該「個人データ」を遅滞なく消去するよう努めなければならない。

安全管理措置（第20条）

- ・ 「個人データ」の漏えい、滅失又はき損の防止その他の「個人データ」の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

従業者・委託先の監督（第21条・第22条）

- ・ 「個人データ」の安全管理が図られるよう、従業者・委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第三者提供の制限（第23条）

- ・ あらかじめ本人の同意を得ないで、「個人データ」を本人以外の者（第三者）に提供してはならない（法令に基づく場合など例外あり。）。

第三者提供に係る記録の作成等（第25条）

- ・ 「個人データ」を第三者に提供した時は、提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない（法令に基づく場合など例外あり※）。
- ・ 当該記録は、個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない（原則3年）。

第三者提供を受ける際の確認等（第26条）

- ・ 第三者から「個人データ」の提供を受けるに際しては、次の事項を確認しなければならない（法令に基づく場合など例外あり※）。
- ・ 当該第三者の氏名又は名称、住所、法人の場合はその代表者名
- ・ 当該個人データの取得の経緯
- ・ 当該確認を行ったときは、提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。
- ・ 当該記録は、個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない（原則3年）。

利用目的の通知、開示、訂正、利用停止等（第27条～第33条）

- ・ 保有個人データに関し、個人情報取扱事業者の氏名又は名称、利用目的、開示・訂正・利用停止等の手続、苦情の申出先等について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む）に置かなければならない。
- ・ 本人から、「保有個人データ」に係る、開示・訂正・利用停止等の請求を受けたときは、遅滞なく開示等の必要な対応を行わなければならない（開示することにより他の法令違反となる場合など例外あり）。

苦情の処理（第35条）

- ・ 本人から苦情の申出があった場合は、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
- ・ 本人からの苦情を適切かつ迅速に処理するため、（苦情受付窓口の設置、苦情処理手順の策定など）必要な体制の整備に努めなければならない。

罰則（第83条）

- ・ 個人情報取扱事業者（法人等の場合は、その役員、代表者又は管理人）若しくはその従業者（これらであった者を含む）が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製・加工したものを含む）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供・盗用した時は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。

※法令に基づく場合などの例外とは、次のものを指します（第16条、第23条第1項、第24条）。

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき